

議案第 16 号

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

三次市手数料徴収条例（平成 16 年三次市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「抄本」を「抄本の交付」に改め、「同法第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第 4 号の 2 において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する

事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 手数料 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

第2条第3号中「抄本」を「抄本の交付」に改め、「同法第120条第1項」の次に「, 第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め, 同条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 手数料 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第5号中「証明書又は同法」を「証明書の交付, 同法」に, 「交付手数料」を「交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料」に改め, 同条第6号中「閲覧手数料」を「閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料」に, 「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

附 則

この条例は, 令和6年3月1日から施行する。